

1 制度の概要

（1）対象

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者

→性的マイノリティだけでなく、**事実婚についても含める**

（先行都府県は12自治体あるが、そのうち、富山県、静岡県が事実婚についても対象に含めている。

県内自治体では、制度を導入している金沢市、白山市、野々市市の全てが、事実婚についても対象に含めている。）

（2）手続 ※県電子申請システム等を活用

宣誓希望者は、事前に宣誓日を予約の上、当日、県職員の前で**宣誓書**に自署し、県へ提出

→県は、宣誓書の内容を確認し、**受領証**（受理証明書）を宣誓希望者に交付

（3）受領証による効果

・県が提供する行政サービスにおいて、運用上、夫婦同様の取り扱いを認める

※婚姻と異なり、法的な効果は発生しない。

【制度導入と同時に開始予定のサービス】（制度導入後も随時検討・追加）

・**県営住宅**における**入居**

・**県立病院**における**面会・病状説明**等

・**受領証には希望に応じて「通称名」や「子の名前」も記載可能とする**

2 有識者会議でのご意見と対応方針

意見概要	対応方針
対象について、「互いの人権を尊重し」の言葉は、当然のことであるから不要ではないか。	削除する。
宣誓書・受領証等は新たにシステム等を作るとコストが掛かるため、既存の婚姻届を修正するなど、今あるものを活用していくと良い。	既存の県の電子申請システムを活用するなど、コストの掛からない運用に努める。 (先行都府県の様式を参考にしたい)
パートナー間の子に対しても保育所や病院で活用できる制度にしてほしい。	受領証の裏面に、子の名前を記載できるようにする。
民間事業者が積極的に参加できるような仕組みづくりがあれば良い。	・協力事業者とそのサービス内容を県ホームページに掲載していく。 ・制度開始後も、随時検討を行う。
石川県以外の全国の都道府県・市区町村のパートナーシップ宣誓制度等を利用している人も、県のパートナーシップ宣誓制度で提供できる行政サービスの対象とすべき。	県外の自治体との連携については、制度開始後も随時検討を行い、より利用しやすく、わかりやすい制度となるようにしていく。
県の宣誓制度によって、民間企業や市町の施設(公営住宅や病院等)にも対応できるようにしてほしい。	民間企業や市町の施設への呼びかけは、制度開始後も随時進めていき、県の受領証でより多くのサービスが受けられるようにしていく。